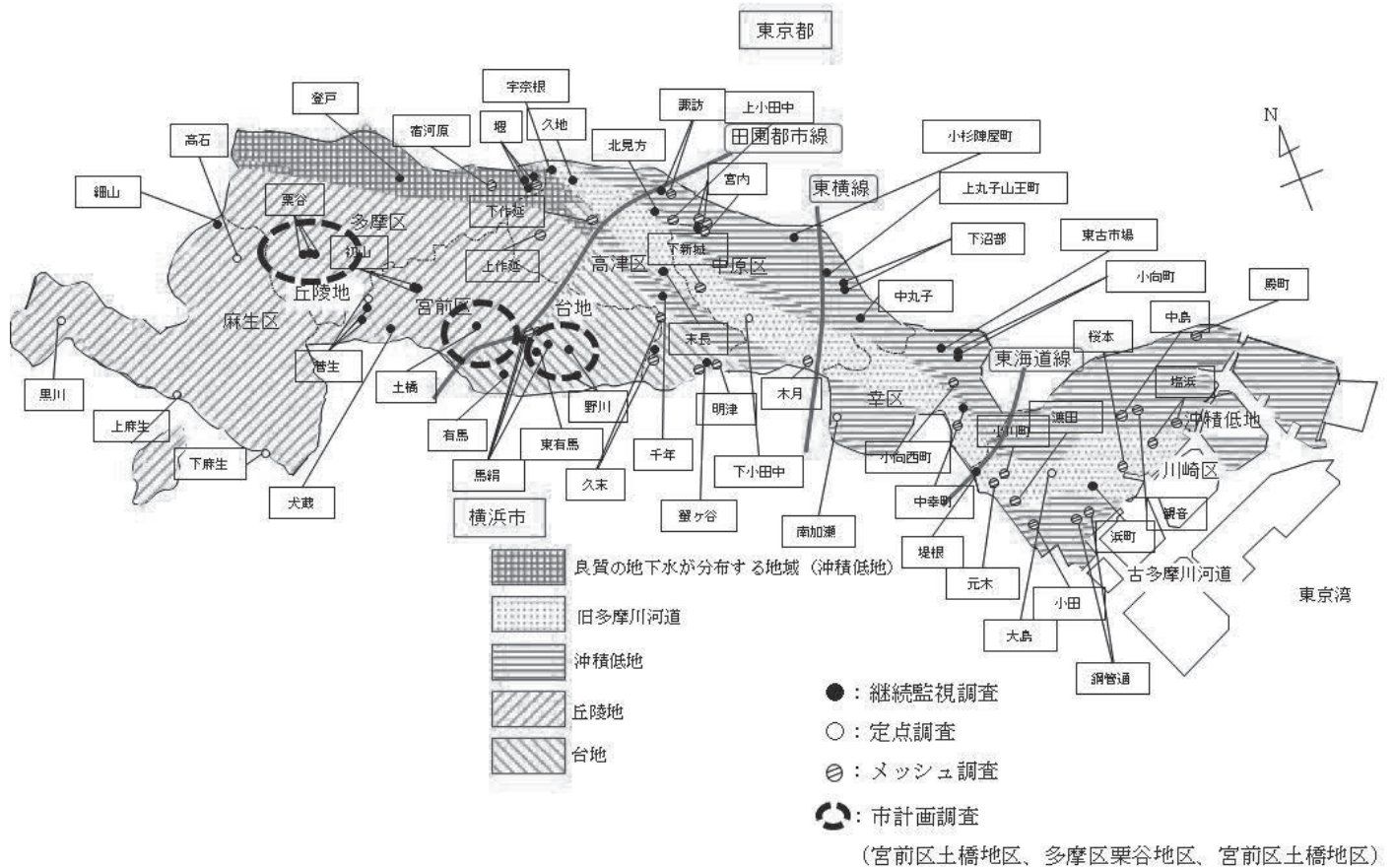




地下水質測定地点図

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	環境基準値 (mg/L)	項 目	環境基準値 (mg/L)
カ ド ミ ウ ム	0.003 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.03 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒 素	0.01 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総 水 銀	0.0005 以下	チ ウ ラ ム	0.006 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	セ レ ン	0.01 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ふ っ 素	0.8 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ほ う 素	1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	1, 4 ジ オ キ サ ン	0.05 以下

第3節 対策

1 法令等による規制

本市では、水濁法及び条例に基づく工場・事業場の届出受理や指導及び公共用水域に排出される排水の規制、監視、指導等の対策を進めている。

昭和53年に水濁法の一部改正により、従来の濃度規制に加え、水質総量規制が導入された。この制度は、閉鎖性水域に流入する地域内にある一定規模以上の特定事業場ごとに、排出するCODの汚濁負荷量を規制するものであり、昭和54年以来7次にわたり実施している。これにより、東京湾の水質汚濁は改善が見られるものの、富栄養化の原因となる窒素・リンについては、横ばいの傾向であり、環境基準の達成率向上の観点から、汚濁負荷量の削減が急務となった。平成11年4月からは水濁法による窒素、リンの上乗せ排水基準が施行され、さらに、平成14年10月からは第5次水質総量規制において従来のCODの一層の削減を図るとともに、新たに窒素及びリンの含有量を対象項目に加え、規制が強化された。

また、東京湾の富栄養化の削減のためには、継続した対策が必要であることから、水質総量規制制度と同様に、昭和57年から九都県市首脳会議で「東京湾富栄養化対策指針」（以下「指導指針」という。）を策定した。さらに、平成8年8月に第4次の「指導指針」に窒素・リンの削減対策を施行したが、平成16年4月の第5次水質総量規制の完全実施に伴い「指導指針」は廃止された。

この他、国では、環境基準に項目を追加するとともに、排水基準の改正・追加を実施し規制の強化を図った。

水濁法に定める有害物質の排水基準

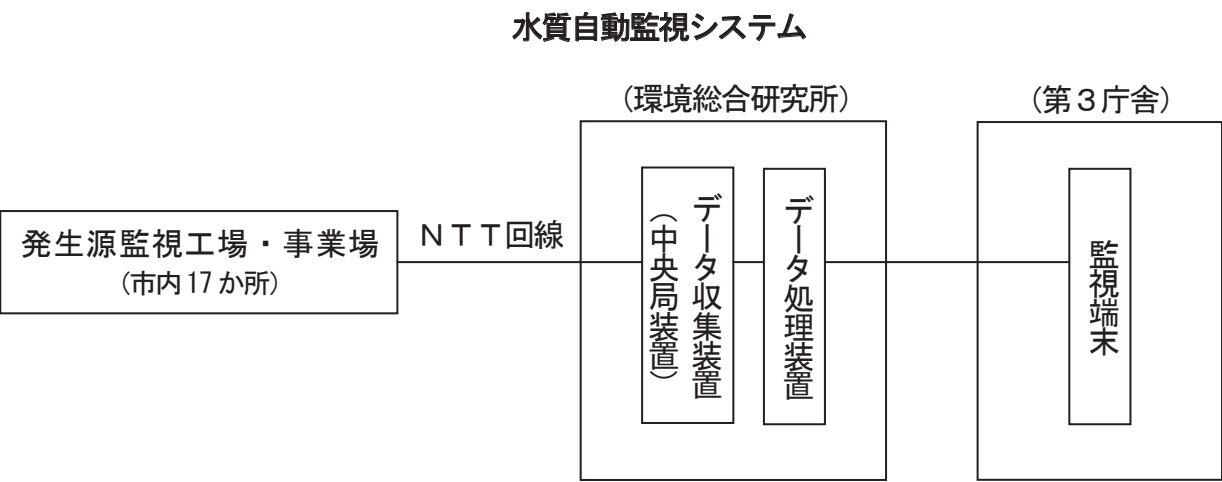
有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
シアン化合物	1 mg/L	チウラム	0.06mg/L
※有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.2mg/L	シマジン	0.03mg/L
		チオベンカルブ	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	ほう素及びその化合物 海域以外の公共用水域 海域	10mg/L 230mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ふっ素及びその化合物 海域以外の公共用水域 海域	8mg/L 15mg/L
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	0.003mg/L		
トリクロロエチレン	0.3mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L		

（注） ※は、水濁法第3条第3項に基づく排水基準

2 水質汚濁監視体制

発生源水質自動監視システム

このシステムは、水濁法の総量規制対象事業場のうち、排水量5,000m³/日以上で、かつ、CODの汚濁負荷量50kg/日以上の手17工場・事業場を対象に、特定排出水のCOD、窒素含有量（N）、りん含有量（P）及び排水量のデータをテレメータによって収集し、COD、N及びPの汚濁負荷量を常時監視している。



発生源水質自動監視工場・事業場

平成25年3月末現在

No.	工場・事業場名	No.	工場・事業場名
1	昭和電工(株)川崎事業所	11	日本ゼオン(株)川崎工場
2	JFE スチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)	12	川崎化成工業(株)川崎工場
3	東燃ゼネラル石油(株)川崎工場	13	入江崎水処理センター
4	J X 日鉱日石エネルギー株式会社川崎製造所浮島地区	14	加瀬水処理センター
5	J X 日鉱日石エネルギー株式会社川崎製造所川崎地区	15	等々力水処理センター
6	味の素(株)川崎事業所	16	麻生水処理センター
7	日本冶金工業(株)川崎製造所	17	三栄レギュレーター(株)東京工場
8	東亜石油(株)京浜製油所		
9	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所		
10	昭和電工(株)川崎事業所（千鳥）		

3 河川の水質浄化対策

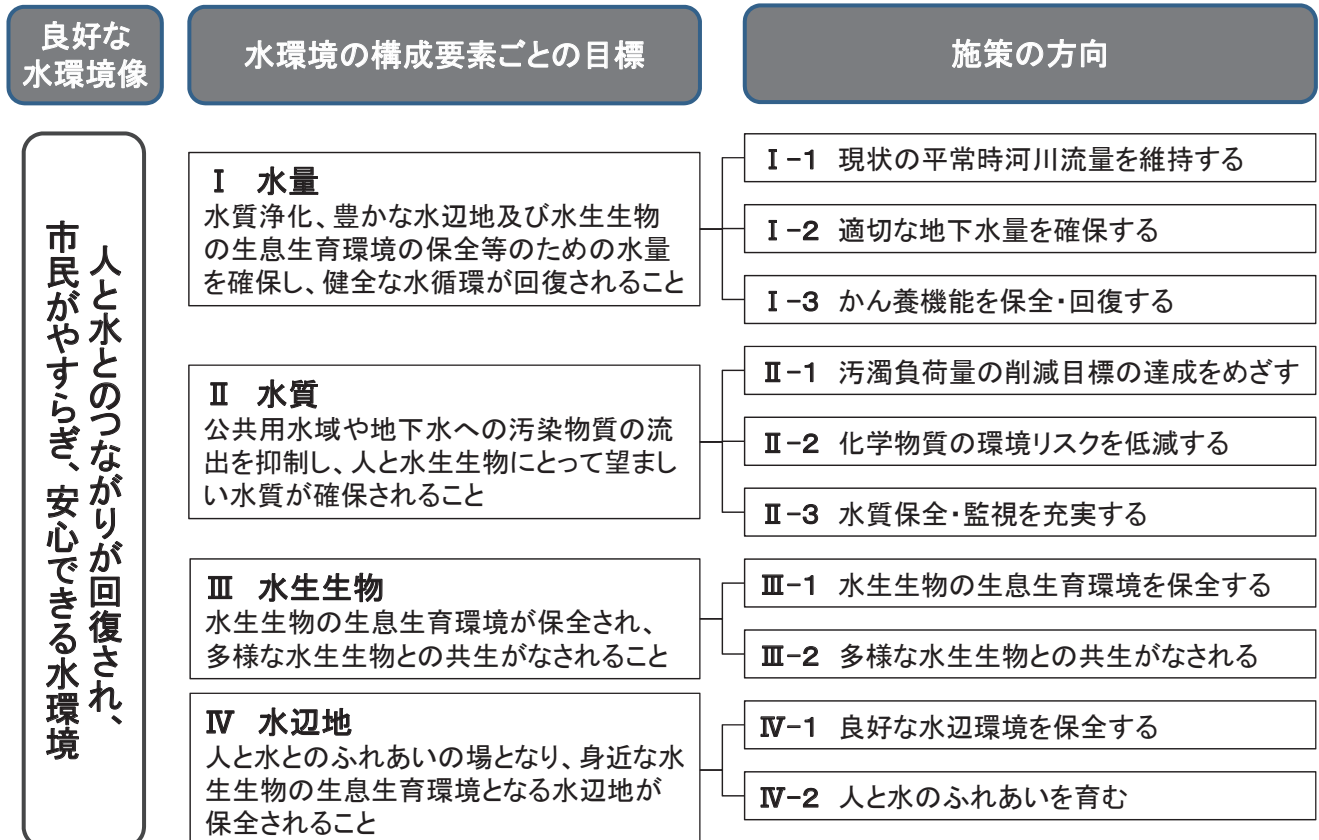
市内河川は、かつて、かんがい用水や農作物の水洗い、洗濯、子供たちの魚とりや水遊びなど市民と深いかかわりを持っていた。また、河川は風の通り道でもあり、川面をわたる風は涼しく、適度の湿り気を運び、夕涼みや散策を楽しめるなど、社会的、文化的及び環境面でも高い価値を持ち、生活空間のアメニティを高める重要な要素であった。

そこで、河川の「治水」「利水」という機能に加え、「親水」（水とのふれあい）という機能を高めることが重要であることから、総合的な河川の水環境を創出するため、平成5年4月に「川崎市河川水質管理計画」を策定し、これらの対策により、河川の水質が改善傾向にある等、一定の成果が得られている。

一方、近年、人口の流入が続いたことによる宅地化等土地利用状況の変化に伴い、健全な水循環が損なわれつつある。このような状況から、平成23年7月に川崎市公害対策審議会に対し「今後の水環境保全のあり方について」を諮問し、同審議会から平成24年2月に①4つの構成要素を総合的に捉えた計画的な施策の推進、②雨水浸透能力の回復等、健全な水環境の確保に向けた様々な取組の推進の2つの柱とする答申を得た。この答申に基づき、総合的な水環境の保全を推進するため、平成24年10月に「川崎市河川水質管理計画」を「川崎市水環境保全計画」に改定した。

この水環境保全計画は、“人と水のつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境”をめざすもので、水環境を構成する水量・水質・水生生物・水辺地といった4つの要素ごとに目標を定めて、関係局と連携を取り推進している。

「川崎市水環境保全計画」に掲げる目標の体系



4 海域の水質浄化対策

川崎港の水質は、工場・事業場の排水規制・監視及びCODの総量規制を進めてきた結果、徐々に改善の傾向にあるが、海水中の窒素・リンの栄養塩類濃度が依然として高く、富栄養化の状態にあることから、春から夏季にかけて植物プランクトンが増殖して「赤潮」の発生がみられ、また、海底の酸素が少なくなる現象も生じている。

なお、海域の環境保全のため、平成5年8月に窒素・リンの環境基準及び排水基準が定められた。また、平成7年2月に、東京湾に窒素・リンの水域類型が指定された。さらに、平成24年5月に、東京湾に流入するCOD、窒素及びリンに係る汚濁負荷量の総量削減を図るために、第7次東京湾水質総量規制が施行されている。

5 生活排水対策

生活排水及び洗剤による河川の汚濁は、下水道の整備により年々改善傾向にある。しかし、さらなる汚濁負荷量削減のため、市条例に基づき定められた「川崎市生活排水対策に関する指針」に従い、対策、啓発活動を行った。

また、「川崎市生活排水対策に関する指針」に基づく川崎市生活排水対策推進委員会を開催し、推進委員及び各局担当職員を対象とした研修会を実施した。この研修会において、一般家庭の資源の使いすぎや生活排水をはじめとする汚染負荷の低減について情報提供を行った。市の施設においては、全庁的に合成洗剤の使用抑制を推進している。

市民向けの対策、啓発活動としては、パンフレット「生活排水対策 とりもどそう清流」を作成し、市民への配布を行っている。

6 地下水汚染対策

本市では、昭和58年度から地下水質調査を実施しており、地下水の汚染状況を継続して監視している。調査等を進める中で環境基準を達成していない地点が新たに確認されている。

今後とも地下水の汚染状況を継続して監視するとともに、水濁法の排水規制項目及び地下浸透規制項目について、工場・事業場に対し、監視・指導の徹底を図っている。

平成8年6月の水濁法の一部改正により、地下水の水質の浄化に係る措置命令等が規定され、平成9年3月には地下水の環境基準が告示された。本市では、地下水の環境基準項目のすべてについて、市域の全体的な概況の調査を進めるとともに、環境基準の達成していない地点については、汚染井戸周辺地区調査により、汚染範囲の確認及び周辺事業所の調査を行い、汚染原因の究明に努めている。また、汚染が確認された地区については、汚染状況を継続的に監視するとともに、事業者に対して自主的な取組を指導している。

さらに、身近な水資源である地下水を総合的、計画的に保全するため、平成14年7月には「川崎市地下水保全計画」を策定し、地下水の水質浄化、水質環境実態の把握、地下水のかん養機能の保全等、地下水全般についての取組を行っていたが、河川の水質浄化対策と同様、総合的な水環境の保全を推進するため、平成24年10月に「川崎市地下水保全計画」を「川崎市水環境保全計画」に改定し、水環境を構成する水量・水質・水生生物・水辺地といった4つの要素ごとに目標を定めて、関係局と連携をとり計画的な施策を推進している。